

## 15.05

## パリ条約による優先権等の主張の効果及び優先期間内にされた他の同一又は類似する意匠の出願の取扱い

## 1. 優先権の主張を伴った意匠登録出願に係る意匠についての新規性、創作性、先後願の判断の基準日

同盟国若しくは加盟国又は特定国の一国への最初の出願の日から他の同盟国若しくは加盟国又は特定国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願等によって後の出願は不利な取扱いを受けない（パリ条約4条B）。したがって、パリ条約及び我が国の意匠法中に条約国に最初に出願をした日を我が国に意匠登録出願した日とみなす旨の規定はないが、意匠登録出願に係る意匠についての新規性（意3条1項）創作非容易性（意3条2項）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意3条の2）先願（意9条）関連意匠（意10条）に関する審査においては、優先権の主張の効果として優先権が認められる最初の出願の日を、その判断の基準日とする。

## 2. 優先期間内にされた他の同一又は類似する意匠の出願の取扱い

優先権の主張日と我が国への意匠登録出願日との間に優先権の主張を伴った意匠登録出願に係る意匠と同一又は類似の意匠の他の意匠登録出願がされた場合は、優先権の主張を伴った意匠登録出願を優先して意匠登録を受けるべきものとして取り扱うこととする。